

8 国税との主な違い

項 目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	賦課期日（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法（注1）	定率法のみ （減価率は法人税の「旧定率法」 で使用する償却率と同じ）	定額法、定率法の選択制 （建物は原則定額法のみ） 【定率法選択の場合】 ・平成24年4月1日以降に取得 された資産は「定率法（200%定 率法）」を適用 ・平成19年4月1日以降に取得 された資産は「定率法（250%定 率法）」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得 された資産は「旧定率法」を適 用
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度（注2）	×	○
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	×	○
増加償却 （所得税・法人税）	○ （税務署への届出書の写が必要です）	○
評価額の最低限度（注3）	取得価額の5/100	備忘価額（1円）まで
改良費の評価方法（注4）	区分評価	原則区分評価
中小企業者等の少額減価償却資産 の損金算入の特例 （租税特別措置法）（注5）	×	○

（○＝認められます、×＝認められません）

- （注1）平成19年度税制改正により、国税における減価償却の方法が変更になりましたが、固定資産税（償却資産）における減価償却の方法に変更はありません。
- （注2）圧縮記帳の制度は固定資産税（償却資産）では認められませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額を圧縮したものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。
- （注3）平成19年度税制改正により、国税においては残存価額が廃止され1円まで償却できるようになりましたが、固定資産税（償却資産）における減価償却の方法には変更はありません。
- （注4）平成19年度税制改正により、国税における改良費の取扱いが変わりました。詳しくは税務署へお問い合わせください。なお、固定資産税（償却資産）における改良費の取扱いに変更はありません。
- （注5）租税特別措置法に基づく「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」によりその取得金額を損金または必要経費に算入した資産は、固定資産税（償却資産）では課税対象となります。